

被保険者各位

公告 第08－10号
令和8年10月7日
平和堂健康保険組合
理事長 永井 敬一

令和9年度任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条第2項に規定する令和8年9月30日における当組合の全被保険者の報酬月額を平均した額260,171円を任意継続被保険者の報酬月額とみなした時の標準報酬月額は下記の通りであるので公告します。

記

1.任意継続被保険者の標準報酬月額

20等級 260,000円
(令和8年度から1等級引き上げ)

2.上記標準報酬月額の適用期間

自：令和9年4月1日

至：令和10年3月31日

以上